

岩手競馬再生推進基金条例

(設置)

第1条 岩手県競馬組合（以下「組合」という。）の経営の改善及び組合を構成する地方公共団体（県を除く。以下「構成団体」という。）が組合の経営の改善のために貸付けを行う場合における構成団体の健全な財政運営に資するために必要な資金（以下「資金」という。）の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、岩手競馬再生推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、27,750,000千円とする。

(貸付け)

第3条 資金は、組合及び構成団体に対して貸し付けるものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

岩手県競馬組合の経営の改善及び県を除く岩手県競馬組合を構成する地方公共団体が岩手県競馬組合に貸付けを行う場合における当該団体の健全な財政運営に資するために必要な資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、岩手競馬再生推進基金を設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。